

## 第19回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和4年1月11日(火)

午前9時00分～午前10時48分

2. 場 所 遠賀町役場 庁舎2階 大会議室

# 第19回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日時 令和4年1月11日(火) 午前9時00分～午前10時48分

2. 場所 遠賀町役場 庁舎2階 大会議室

3. 出席委員(15名)

議長	1番	三原	高志
副議長	2番	高崎	洋介
委員	3番	石井	佐千生
委員	4番	松井	悟
委員	5番	池田	光一
委員	6番	吉田	茂三
委員	7番	米田	かおる
委員	8番	白石	元弘

委員	1番	秦	公美
委員	2番	瓜生	稔
委員	3番	白木	敏明
委員	4番	林	長輝
委員	5番	原田	利春
委員	6番	山中	英二
委員	7番	安藤	敏生

4. 1月の農業相談委員

6番	吉田	茂三	委員
8番	白石	元弘	委員

5. 議事日程

(1) 付議案件

① 農地法第3条の規定による許可申請について

(●●●●)

② 農地法第3条の規定による許可申請について

(●●●●)

- ③ 農地法第4条の規定による許可申請について (●●●●)
- ④ 農地法第4条の規定による許可申請について (●●●●)
- ⑤ 農地法第4条の規定による許可申請について (●●●●)
- ⑥ 農地法第5条の規定による許可申請について (●●●● 外1名)
- ⑦ 農地法第5条の規定による許可申請について (有限会社●●●● 取締役 ●●●●)
- ⑧ 農地法第5条の規定による許可の変更申請について (株式会社●●●●●●●● 代表取締役 ●●●●)

(2) 報告案件

- ① 農地改良届について (●●●●)
- ② 農地改良届について (●●●●)
- ③ 農地法第18条第6項の規定による通知について

(3) その他の案件

- ① 福岡県農業委員会研修大会について
- ② 農業会議遠賀・中間地区研修会について
- ③ 参考賃借料と賃借料情報について
- ④ 令和4年度の総会日程について
- ⑤ 第3四半期の報酬について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	大場 繁雄
事務局職員	濱田 美孝
事務局職員	福島 智靖

開 会 9 時 0 0 分

議長

皆さんあけましておめでとうございます。コロナがまた拡大傾向にありますが、体調に注意されて、それぞれ責任を持っ

て行動してください。

それでは、本日の出席委員は、農業委員 8 名中 8 名、推進委員 7 名中 7 名の出席です。

農業委員の過半数の出席があり、総会が成立しています。

よって、ただいまより第 19 回遠賀町農業委員会総会を開会いたします。

議長 それでは次第の 2、本日の農業相談員は 6 番吉田茂三委員、8 番白石元弘委員が農業相談の当番ですが、相談の予約はありません。

議長 次に本日の議案ですが、次第にありますように付議案件は農地法第 3 条申請関係 2 件、農地法第 4 条申請関係 3 件、農地法第 5 条申請関係 3 件となっています。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 なお、本日の総会の会議書記ですが、事務局職員の濱田を指名します。

議長 では、現地調査を伴う案件について事務局より一括して説明をお願いします。

事務局 はい。それでは議案書の 1 ページをお開きください。  
付議案件①農地法第 3 条の規定による許可申請についてでございます。  
譲受人が尾崎にお住まいの●●●●氏、譲渡人が福岡市城南区にお住まいの●●●●氏で、申請地が 3 ページの字図にありますように、大字尾崎字慶ノ浦 6 8 6 番、地目が田、面積が 2,260 m<sup>2</sup>です。農地区域が農業振興地域内農用地となっております。贈与のため農地を取得するもので、耕作面積や従事する環境に特段問題はないものと思われます。  
●●●●氏が●●●●氏の農地を相続したのですが、遠方に住んでおり、管理ができないとのことで、尾崎で農業をされている親戚の●●氏に譲るものです。

続きまして議案書の 4 ページをお開きください。

付議案件②農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。譲受人が水巻町にお住まいの●●●●氏、譲渡人が北九州市戸畑区にお住まいの●●●●氏で、申請地が6ページの字図にありますように、大字上別府字高家1732番3、地目が畑、面積が245㎡です。

農地区域が農業振興地域外、土地の用途区分が無指定の第二種農地となっております。

本申請は通常3条の申請とは少し違ひまして、空家に付随する農地の取得となっており、本来であれば5反要件があるかと思いますが、遠賀町では空家に付随する農地に関しては、農地の取得要件の一つである下限面積を引き下げる決定をしております。

申請地については、町の空家バンクの利用申請が出されており、昨年の11月総会において現地を確認し、下限面積の引き下げを適用する決定をした農地であります。

今回空家及び農地の買い手が見つかったため、付随する農地を3条で所有権移転の手続きをするための申請となっております。

11月に現地を確認してから期間がそんなに経っておりませんので、本日は現地調査は省略させていただければと思っております。

続きまして議案書の7ページをお開きください。

付議案件③農地法第4条の規定による許可の申請についてでございます。

本案件は農地法第4条ではございますが、転用ではなく農地改良に伴う一時転用でございます。

農地改良は通常、規模の小さいところであれば届出で済むところではございますが、今回は面積が広いので許可申請ということになっております。

申請者が尾崎にお住まいの●●●●氏、申請地が9ページの字図にありますように、大字尾崎字慶ノ浦709番、地目が田、面積が1,650㎡です。農地区域が農業振興地域内非農用地の第1種農地となっております。

申請理由は湿田改良となっております。10ページが現況図、11ページが現況の断面図及び完成断面図で、90cm程

度の盛土を行う計画となっております。12ページと13ページが事業計画書となっております。土の搬入量であったり工期などが記載されています。14ページ及び15ページが関係者説明調査票となっております。

続きまして議案書の16ページをお開きください。

付議案件④農地法第4条の規定による許可の申請についてでございます。

こちら先程と同じく転用ではございませんで、農地改良に伴う一時転用でございます。

申請者が上別府にお住まいの●●●●氏、申請地が18ページの字図にありますように大字上別府字小谷下2140番1、地目が田、面積が1,449㎡です。

農地区域が農業振興地域内非農用地の第1種農地となっております。申請理由は農地改良となっております。

19ページが平面図で、20ページが断面図、約60cm程度の盛土を行う事業となっております。

21ページと22ページが事業計画書となっております。

23ページが関係者説明に関する調査票となっております。

続きまして議案書の24ページをお開きください。

付議案件⑤農地法第4条の規定による許可の申請についてでございます。本案件は通常の転用です。

申請者が別府にお住まいの●●●●氏、申請地が26ページの字図にありますように大字尾崎字先野々886番1、地目が畑、面積が893㎡です。

農地区域が農業振興地域内非農用地、土地の用途区分が無指定の第2種農地となっております。

申請理由は共同住宅の建築で、1階部分4軒、2階部分4軒の1棟8軒となっております。

申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障については、地元生産組合長さんより無条件承諾をいただいております。

27ページが現況平面図です。28ページが土地利用計画図で、29ページが外構配置図、30ページが事業計画書、31ページが被害防除計画書で、排水は雨水は道路側溝放流、

汚水は公共下水道での処理となっており、32ページが関係者説明に関する調査票となっております。

続きまして議案書の33ページをお開きください。

付議案件⑥農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

譲受人が島門にお住まいの●●●●氏・●●●●氏夫婦、譲渡人が宗像市にお住まいの●●●●氏で、申請地が35ページの字図にありますように松の本3丁目875番2、地目は田、面積が477㎡です。農地区域が農業振興地域外、土地の用途区分は第一種低層住居専用地域の原則転用可能な第3種農地となっております。

申請目的は自己住宅建築です。

申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障については地元生産組合長さんの無条件承諾となっております。

36ページが現況平面図、37ページが計画図、38ページが被害防除計画書で、排水は雨水は水路放流、汚水は合併処理浄化槽での処理となっており、39ページが関係者説明に関する調査票となっております。

続きまして議案書の40ページをお開きください。

付議案件⑦農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

譲受人が北九州市八幡西区の有限会社 ●●●● 取締役 ●●●●氏、譲渡人が別府にお住まいの●●●●氏で、申請地が42ページの字図にありますように大字別府字竹ヶ鼻3705番1 外4筆、地目は田、5筆合計面積が1,949.32㎡です。申請目的は宅地分譲です。

農地区域が農業振興地域外、土地の用途区分は第二種低層住居専用地域の第3種農地となっております。

申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障については今回は生産組合長さんの条件付承諾となっております、43ページに承諾書をつけております。条件としては、隣接する造成地の周囲に側溝を施工することとなっております。44ページが現況図、45ページが

計画図、6戸の宅地分譲ということです。46ページが雨水計画図、47ページが排水計画図、48ページが縦横断図、49ページが事業計画書、50ページが被害防除計画書で、排水について、雨水は先程も述べましたが周囲にある側溝、道路側溝も含めて水路放流、汚水は公共下水道での処理となっており、51・52ページが関係者説明に関する調査票となっております。

続きまして議案書の53ページをお開きください。

付議案件⑧農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

譲受人が遠賀川の榊●●●●●●●● 代表取締役 ●●●●●氏、譲渡人が鬼津にお住まいの●●●●●氏で、申請地が55ページの字図にありますように大字鬼津字杉ノ木2884番2、地目は畑、面積が7.57㎡です。農地区域が農業振興地域内非農用地、土地の用途区分は無指定の第2種農地となっております。

申請目的は進入路の拡張ですが、55ページの字図をご覧ください。隣接地（地目は山林）を資材置場として利用するということですが、公衆用道路が手前までしかきておらず、一部2884番1を分筆して進入路として転用するものです。申請に関する確実性については関係書類で確認しております。営農の支障については、地元生産組合長さんの無条件承諾となっております。

56ページが現況図、これは資材置場の部分も含まれております。57ページが計画図、同じく資材置場の部分も入っております。58ページが事業計画書、59ページが被害防除計画書で、排水は雨水は自然流下、汚水は発生無しとなっております。60ページが関係者説明に関する調査票となっております。

現地調査を伴う案件といったところで、付議案件ではございませんが、報告案件で現地調査を伴う案件が二つございますので、併せて説明させていただきます。

議案書の61ページをお開きください。

報告案件①農地改良届についてでございます。

届出人は●●●●氏で、申請地が63ページの字図にありますように、大字尾崎字慶ノ浦708番、地目が田、面積が984㎡です。

農地区域が農業振興地域内非農用地、届出理由は湿田改良となっています。今回の付議案件③の農地に隣接する農地ですので一緒に行うといったところですが、県から指導が入りまして、それぞれ許可申請を含めて届出を受け付けなさいということで、それぞれ受付をしているという形です。●●さんの今回の分につきましては、面積が1,000㎡未満、造成高が1m以下ということで、届出で済むということになります。64ページが現況図、65ページが現況及び完成の横断図となっております。

続きまして66ページをお開きください。

報告案件②農地改良届についてでございます。

届出人は●●●●氏で、申請地が68ページの字図にありますように、これも先程と隣接しておりますが、大字尾崎字慶ノ浦710番1、地目が田、面積が635㎡です。農地区域が農業振興地域内非農用地、届出理由は先程と同じ湿田改良となっています。

69ページが現況図、70ページが現況及び完成横断図、先程と同様、面積が1,000㎡以下であることや、造成高が1m以下であることなどの要件を満たすため、届出を受け付けております。

現地調査を伴う案件は以上です。

議長

それではこれより現地調査を行いますので、総会を暫時休憩します。

休 憩 9 時 2 3 分

— 現地調査後 —

再 開 1 0 時 3 2 分

議長 再開します。  
それでは、付議案件①を議題に供します。  
まずは地区担当の松井 悟委員からご報告をお願いします。

地元委員 (4番) 相続も関連する所有権移転でございます。特に問題は無いと思われ  
ます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある委員は挙  
手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。  
付議案件①農地法第3条の規定による許可の申請について、  
原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件①は承認されました。

議長 次に付議案件②を議題に供します。  
空家に付随する農地関係です。事務局より報告をお願いします。

事務局 はい、3条ということですが、空家に付随する農地ということ  
で、冒頭にもお話ししましたが、下限面積は空家に付随する農地  
なので1㎡からOKということで、問題は無いかと思いますの  
でご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある委員は挙  
手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。

付議案件②農地法第3条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件②は承認されました。

議長 次に付議案件③を議題に供します。  
まずは地区担当の松井 悟委員からご報告をお願いします。

地元委員 湿田改良のための土地改良です。特に問題は無いと思われ  
(4番) ます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。それではこれより審議に入ります。  
本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。  
付議案件③農地法第4条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件③は承認されました。

議長 次に付議案件④を議題に供します。  
まずは地区担当の白石元弘委員からご報告をお願いします。

地元委員 特に問題は無いと思われ  
(8番) ます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある  
委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。  
付議案件④農地法第4条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件④は承認されました。

議長 次に付議案件⑤を議題に供します。  
まずは地区担当の松井 悟委員からご報告をお願いします。

地元委員 集合住宅の建築です。生産組合長の方も承諾していますので特に問題は無いと思われます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。  
(4番)

議長 ありがとうございます。それではこれより審議に入ります。本件について発言のある委員は挙手願ひます。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。  
付議案件⑤農地法第4条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件⑤は承認されました。

議長 次に付議案件⑥を議題に供します。  
まずは地区担当の池田光一委員からご報告をお願いします。

地元委員 特に問題は無いと思われます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。  
(5番)

議長 ありがとうございます。それではこれより審議に入ります。本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。  
付議案件⑥農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件⑥は承認されました。

議長 次に付議案件⑦を議題に供します。  
まずは地区担当の吉田茂三委員からご報告をお願いします。

地元委員 (6番) 地元の生産組合ともよく協議されていて特に問題は無いと思われます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。それではこれより審議に入ります。本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。  
付議案件⑦農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件⑦は承認されました。

議長 次に付議案件⑧を議題に供します。  
まずは地区担当の私から報告いたします。

地元委員  
(1番) 本件については、以前耕作放棄地で荒れ放題だった土地を今回個人が購入して整地しながら開発していくということです。入り口の関係でこういう形になっております。特に問題は無いと思われまます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 それではこれより審議に入ります。本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。  
付議案件⑧農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件⑧は承認されました。

議長 それでは報告案件について事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、それでは議案書71ページをご覧ください。  
報告案件③農地法第18条6項の規定による通知についてでございます。利用権の合意解約で、1筆、1,161㎡が出てきております。

議長 ありがとうございます。  
報告案件について質疑、意見がございますか。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、その他の案件について事務局より説明をお願いします。

事務局 ①福岡県農業委員会研修大会について説明。

②農業会議遠賀・中間地区会研修会について説明。

③参考賃借料と賃借料情報について説明。

④令和４年度の総会日程について説明。

⑤第３四半期の報酬について説明。

議長

それでは、その他の案件について皆さんの方から質問等ありませんか。

【ありません。】の声

議長

ご意見等無いようでございますので、以上をもって第１９回遠賀町農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会            1 0 時            4 8 分